

大郷町空き家家財道具等処分費用助成事業のご案内

空き家利活用により町内への移住及び定住を促進するため、所有者等が空き家等の家財道具等を処分するための費用の一部を助成するものです。ただし、1住宅で1回のみの助成になります。

対象者

- ・大郷町空き地・空き家バンクに物件登録した空き家の所有者等であり、以下の要件をすべて満たす方。
 - (1) 交付決定の日から継続して2年以上空き家バンクに登録すること。
 - (2) 納期が到来している町税等の滞納がないこと。
 - (3) 町内に事業者（本社及び支店等）を有する法人又は住所を有する個人事業者による残存家財等の処分であること。
 - (4) 申請した日の属する年度の2月末までに処分・搬出が完了すること。
 - (5) 大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条第号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

対象経費

- (1) 収集運搬及び処分の代行業者への委託料
- (2) 分別作業を代行する事業者への委託料
- (3) 運搬車両賃借料
- (4) 処理手数料

助成金について

- ・対象経費の総額の2分の1に相当する額とし、上限は5万円となります。（千円未満の端数は切り捨て）

申請について

【申請書類】

- ・申請書（様式第1号）※処分に着手する前までに提出。
- ・添付書類
 - ①町税の納税証明書（町税の完納を証明できる書類）
 - ②対象経費の見積書及び内訳書
 - ③残存家財等の処分前の写真
 - ④誓約書（様式第2号）
 - ⑤その他町長が必要と認める書類

【申請受付期間・時間】

- ・毎年4月1日より受付し、書類等の審査後、予算内で先着順に交付決定します。
- ・午前8時30分より午後5時15分（平日のみ）

【申請受付窓口及び申請方法】

- ・まちづくり政策課に直接提出ください。
- ※申請書類に不備等があるときは受理できません。

処分完了後について

- ・処分完了報告書（様式第7号）
- ・添付書類 ①残存家財等の処分作業中及び処分後の写真
②契約書及び領収書の写し
③交付決定通知書（変更申請した場合は、変更交付決定通知書の写し）
④その他町長が必要と認める書類

残存家財等の処分前、処分中、処分後の写真について

- （1）全ての処分する家財道具等の写真を提出してください。
- （2）写真サイズの場合は、A4用紙にのり付け等をして提出してください。

手続きの流れについて

- （1）必要な書類を添えて復興定住推進課へ申請。
※処分に着手する前までに提出が必要です。
- （2）審書類査（及び現地）
- （3）交付決定通知書の送付
- （4）処分着手
- （5）処分完了
- （6）処分完了届（様式第7号）の提出
- （7）審査（書類及び現地）
- （8）請求書（様式第9号）の提出
- （9）助成金交付

お問い合わせ先

大郷町まちづくり推進課

〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

TEL : 022-359-5537 FAX : 022-359-3287